

【妊婦への子育て支援に対する市の考え方について】

（一問目）

妊婦への子育て支援に対する市の考え方について伺います。まずはそもそもの考え方についてですが、今年4月に施行された豊中市子ども健やか育み条例では18歳未満の人を子どもと定義していますが、胎児はどのような位置づけになっているのでしょうか？市の言う子育て支援の対象は、生後の子どもがいる方や世帯で、妊婦や妊婦のいる世帯は対象とされていないのでしょうか。

＜答弁＞

子ども健やか育み条例では、特に胎児についての定めはございませんが、子どもの健やかな育ちという観点から、引き続き、「安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり」に取り組んでまいりますので、よろしくお願いします。

（二問目）

子ども健やか育み条例第9条で、市は仕事と家庭の両立を図れるための雇用環境の整備を事業者に求めています。市は妊娠した女性が仕事と家庭の両立を図れるためにどのような環境整備や支援、制度づくりをしてきたのでしょうか。

＜答弁＞

子ども健やか育み条例では、事業者の役割として、「労働者が職業生活と家庭生活との両立を図ることが出来るよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする」としてあります。本市の事業者に向けた取り組みとしましては、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた出前講座の実施、先進的に取り組んでいる事業者の紹介、関係法令の周知などがございます。

（三問目）

事業者などへの対外的な取り組みは分かりましたが、市自身の職場環境、組織風土、個々の職員意識はどうなのでしょうか。市は男女共同参画を推進するとしながら、「妊婦や母親が休職することや欠勤、早退、遅刻をすることは仕方ない」と認識している職員がいたり、男性職員の育児休業取得率が極めて低かったり、男女共同参画社会やワーク・ライフ・バランスの推進を妨げる事業や施策があるなど、組織風土も個々の職員意識もまだまだ低いように思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。また、今日の社会状況、家族構成、子育て世代の意識やニーズを的確に把握、理解し、適切に対応するために組織としての風土づくり、個々の職員の意識改革が必要不可欠だと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

男女共同参画社会の実現のためには、男女にかかわらず、すべての人がその意義を正しく理解することが不可欠と考えております。

その一つとして、職員研修の充実の必要性を認識しており、第2次男女共同参画

計画においても、基本課題に「男女共同参画の理解の推進」を掲げるとともに、「市の職員や教員に対する男女共同参画を推進するための研修の充実」を柱に、取組を進めているところでございます。

今後も市長を本部長とする男女共同参画推進本部会議、課長級で組織する同連絡会議などで、取組みの現状や課題などを共有しながら、男女共同参画社会を実現するため、施策の総合的かつ効果的な推進に努めてまいりますので、よろしくお願い致します。

【母子健康手帳などの交付について】

（一問目）

母子健康手帳などの交付については9月定例会での個人質問で全く納得できなかったので再度伺います。子ども健やか育み条例第5条の2で市は、事業者と連携して子育て・子育ての支援に関する施策の推進に取り組むことを市の役割と規定していますが、どの程度、遂行されていると感じておられるのでしょうか。

一方、健康福祉部は母子健康手帳などの交付については、事業者である医療機関との連携を完全に否定されているのですが、条例の規定と逆行していると思います。医療機関と連携して母子健康手帳の交付を行おうとしないことについて、こども未来部の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

条例は、子どもや子育て家庭に関わるすべての人が、それぞれの特性に応じた役割を担い、互いにつながり、社会全体でこどもの健やかな育ちを支えようとするものです。

事業者特有の役割としては、2点ございまして、まず1点目は、従業員への子育てと仕事の両立支援です。2点目は、子どもたちに、社会の仕組みや職業に対する理解を深めるための機会を提供して頂くものです。その他にも、事業者には、地域住民としての役割や業種によっては、子ども関連施設の役割を担って頂いています。

事業者のみなさんには、「こども110番の家」など地域での子どもの見守りをはじめ、イベントなどでの模擬職業体験、向上や店舗などの見学、職業体験の受入れなど子どもが体験的に学ぶ場の提供等、それぞれの特性に応じた関わりを頂いています。

次に、母子健康手帳の交付に関してでございますが、特に初めて妊娠された方には、出産や子育てについて不安を感じる方も多く、妊娠・出産・子育てにかかる相談窓口の周知や必要な情報の提供を行うとともに、適切な指導や支援を行うことが大切であると考えております。こうした観点から、出産、子育ての入口である母子健康手帳の交付を保健師や助産師などの専門職が、妊婦のお話を聞きながら行うことは、妊娠・出産にかかる制度の周知だけではなく、出産や子育ての悩みを気軽に相談できる窓口があることを感じていただいたり、支援が必要な家庭とつながるきっかけになるなど、出産後の子育て支援の第1歩になると考えておりますので、よろしく願います。

（二問目）

健康福祉部が用意したかのような答弁で非常に残念です。市立豊中病院に伺いますが、妊娠の診断をされた医療機関で母子健康手帳を取得できるようにした場合、飛び込み出産や何らかの妊婦へのリスクが高まるのか、医療機関としてまた医療の専門家としての見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

当院、産科専門医の経験則からいたしますと、医療機関としては、周産期を迎えた妊婦さんが来院された場合には拒むことはできないことから、医療機関で母子健康手帳を取得できるようにした場合でも、飛び込み出産の増減や妊婦への医療面でのリスクにつきましては、影響がないものと考えております。

しかしながら、現在、保健センターで母子健康手帳を交付する場合には、保健師等の面談が実施されており、行政として出産後の養育支援などを必要とする特定妊婦の把握に努めるとともに、継続的な母子の健康状態の把握・分析など、妊婦の状況に応じた医療と福祉の連携が図られているものと考えております。

(三問目)

出産や子育てについて不安を感じる妊婦は多いと思いますが、全ての方が、わざわざ保健センターに母子健康手帳を取りに来ないと問題が生じるのでしょうか。むしろ、無駄な手間や労力を与えるだけの方が大半だと思います。市立豊中病院の答弁でも「医療機関での母子健康手帳の交付が、妊婦への医療面でのリスクに影響はない」とのことです。

あらためて健康福祉部に伺います。妊娠の診断をされた医療機関で母子健康手帳を取得できるようにした方が、妊婦の負担軽減につながるのとは明らかです。何故、医療機関と連携・協力して母子健康手帳の交付を行おうとせず、医療機関で妊娠の診断を受けた後、わざわざ保健センターまで出向く手間を全ての妊婦に強いるのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

9月議会でお答えしましたとおり、妊娠届出時は、妊娠のスタートの大切な機会として、保健師などによる個別の面接を行い、妊娠・出産・子育てについてのサービスの説明や妊婦と家族の不安が解消できるよう、家庭状況に合わせた支援を行っております。

医療機関で母子健康手帳との接触が妨げられ、その結果、1人で悩む妊婦を生み出したり、虐待の早期発見の機会を失うなど総合的には妊婦のリスクが増大するものと考えられます。

従いまして、本市といたしましては、母子健康手帳の発行につきましては、医療機関へ委託せず、本市の施策である「子どもが健やかに育つしくみづくり」を推進するため、引き続き、保健センターで実施してまいりたいと考えております。

(意見・要望)

まず、男女共同参画チームは何のためにあるのですか。妊婦や母親に不必要な手間や労力を与えていても何とも思わない、何の改善もしようとしない職員がいること、そういった感覚が市の施策や事業にもあらわれていることを人権文化部としてもっと強く問題意識を持って是正や改善に向けて取り組むべきです。次に、こども健やか育み条例は名ばかりの理念条例ですか。子育てと仕事の両立を阻む制度や施策があり、対応がされています。子ども健やか育み条例が理念条例でないというのであれば、こども未来部として条例の趣旨に沿った対応がなされるように全庁的な働きかけをもっと積極的にすべきです。最後に、社会情勢や妊婦のニーズを無視し、明確なデータも示さず危機感を煽り、ただ自分たちの価値観だけで妊婦に手間や負担を強いることは全く理解できません。だいたい、妊婦本人が手続き出来ない場合は、代理手続きや郵送での母子健康手帳などの交付を認めているのであれば、医療機関が代理で交付しても良いはずですが。あらためて、妊婦の負担軽減のために

妊娠の診断をされた医療機関で母子健康手帳などを取得できるようにして頂きたいと強く要望しておきます。

【共同企業体制度による入札について】

(一問目)

市は今年から共同企業体制度を拡充しましたが、どのような経緯、背景があって制度の拡充を決められたのか、制度の概要も含めて教えて下さい。また、今年の建築工事における共同企業体制度による入札の実績を詳しく教えて下さい。さらに、建築工事における共同企業体発注方式に参加できる業者は、市内、市外それぞれ何社ずつあるのでしょうか。ちなみに、共同企業体発注方式ではない一般的な発注方式による建築工事の今年度の入札の実績も教えて下さい。

<答弁>

市内の業界団体からの要望、議会からの提案を受け、平成25年1月から共同企業体制度の拡充を行いました。市内業者の技術力の向上と受注の機会の確保を図るため、建築工事については6億円以上など業種に応じて対象金額を定め、原則として市内業者と市外のSランクの業者の組み合わせによる共同企業体に発注するものです。建築工事は、平成25年1月から11件実施し、6件の不調。7共同企業体の参加が1件、3共同企業体の参加が1件、1共同企業体の参加が6件、応札なしが3件となっております。入札に参加できる市内業者数は、特定建設業の許可を有する12社、市外のSランクの業者数は81社のうちから入札時に求める施工実績により絞り込みます。平成25年度における共同企業体以外の建築工事の入札状況は、47件入札を実施し、9件の不調となっております。

(二問目)

今年、共同企業体発注された建築工事は11件、うち6件が入札不調、1件は特例措置により市外業者が落札、残りの4件はある1社の市内業者が構成する共同企業体が落札しています。しかも落札した4件の内、3件は単独での応札で落札し、それらの平均落札比率は、99.89%と極めて高くなっています。さらに、建築工事における共同企業体発注方式に参加できる市内業者12社のうち今年1回も応札にすら参加していない業者が5社もあります。結果だけで言うと、市が市内業者の技術力ではなく、特定業者の技術力向上や利益のために制度を拡充したと疑念をもたれても仕方ありませんし、本来の制度の目的や趣旨に見合った効果が得られていないように思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。また、今後の改善策についての見解もお聞かせ下さい。

<答弁>

建築工事、電気工事及び管工事の共同企業体発注を実施しましたが、おおむね目的に見合った効果が得られていると考えております。建築工事の共同企業体制度については、様々な課題が見えてきましたので、庁内検討組織で総括を行う予定です。

(三問目)

5中の校舎改築第二期工事は6億円以上の案件で、本来なら共同企業体発注をしなければならないところ、市内業者、市外業者単独でも入札に参加できるようにし、

結果的に市外業者が落札されました。この件は9月定例会の最終日に特例措置と総務部長が答弁されていましたが、特例措置の明確な規定はありません。個人的には、(仮称)文化芸術センターの建設工事も1回目の入札不調の後に特例措置で入札を行えば、より安価な金額で発注できたと思います。特例措置の明確な規定がなければ、市の都合や思惑で特例を認めるか認めないかを決められてしまいますので、特例措置の基準の明確化を図るべきではないかと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

「豊中市立第五中学校校舎改築工事(第二期)その2」は、応札が1共同体もなかったこと、地域や学校側から第一期工事の完了に引き続き早期に第二期工事に着手することが求められていることなどを総合的に勘案し、7月17日に開催した豊中市建設工事請負業者審査会において、共同企業体に加え、市内業者、市外業者の単独での参加も認めることとしたものです。

建築工事における共同企業体制度については、庁内検討組織において総括を行う予定です。

(意見・要望)

共同企業体制度の拡充は建築工事に関しては結果として、特定の市内業者の独占的受注、入札不調の続発、落札額、落札比率の高騰など課題や弊害ばかりが目立っています。しかも、市内の業界団体からの要望で制度を拡充されたとのことですが、入札に参加資格があるにもかかわらず今年全く応札にすら参加していない市内業者が結構あるなど本当に市の工事を受注したいと思っているのか非常に疑問です。市が市内業者を育成しようとするのは良いことですが、市内業者が積極的に市の工事に対して受注する意欲を示さないのであれば、このような制度や配慮は市にとって何のメリットもないと思います。仕事を回せ回せと言いながら、旨みが無ければ入札に全く参加しないような市内業者を育成しても意味がありません。いざという時に積極的に市の事業を請け負う意欲、意識のある市内業者だからこそ、市として育成する価値があるのではないですか。業者の要望を聞き制度を導入したのであれば、業者に対しても市にとって納得のいく姿勢、対応を示すよう求めるべきです。その上で、今後も今年の入札状況と変わらないようであれば、建築工事に関しては共同企業体発注を止めることも検討するべきだと意見しておきます。まずは共同企業体発注制度の厳密な効果検証を早急に行うことを求めています。

【市が提供している食品や食材のチェック、管理体制と 市内の事業者が提供している商品のチェック体制について】

(一問目)

偽装食品の報道が相次ぐ中、学校や保育所、福祉施設などでの給食食材の発注や物資の選定はどのように行われているのでしょうか。また、納入されている食材や食品に万一、報道されているような偽装があったとしても確実に見破れるような体制になっているのでしょうか。さらに、スーパーや飲食店、宿泊施設など市内の事業者が提供している食品や食料品の表示についてのチェック体制はどのようにになっているのでしょうか？

<答弁>

学校給食における食材の発注については、豊中市学校給食用物資の選定に関する要綱に基づき、栄養教諭をはじめ、学校栄養職員、調理員、学校長、給食センター長で構成される物資選定会議において選定されています。

選定された食材は納入業者により搬入され、まず栄養教諭が検収を行い、品質、鮮度、産地など点検をします。また、調理員も調理の前に食材の状態を確認します。その際、物資選定会議において決定した食材と違ったものがあれば変更するのですが、例えば食肉で言いますと、これまでカットやスライスされた厚み、重量が違ったことはありましたが、選定した肉の種類が異なって納入されたことはありません。

保育所及び福祉施設等での給食食材については、「食品安全基本法」、「JAS法」等に基づき、産地や原材料等を証明する文書の提出を求めており、この証明の内容については、国や大阪府食品衛生検査所等により、検査が行われているものです。

また、保育幼稚園室の管理栄養士が食材の発注を行った後、各保育所の調理員が納品時や調理前に食材の状態を確認しております。

なお、今回の偽装問題については、食材を納入している業者ではなく、料理を提供する飲食店によるものですので、保育所では業者との信頼関係のもと、食材が納入されていると考えております。

市内業者の食品表示のチェック体制についてでございますが、小売店舗の食品表示については、一義的には、JAS法の窓口となります消費生活課が、市民等からの情報に基づき、大阪府や国と連携しながら、任意調査を行うこととなりますが、賞味期限や消費期限の安全性、食品添加物の表示や安全性などにつきましては、食品衛生法との関連もあることから、保健所との連携が必要となります。

また、JAS法等で義務付けられている表示以外の虚偽・誇大な表示や、飲食店や宿泊施設などが提供する食品の虚偽表示につきましては、景品表示法の対象となり消費者庁が対応することとなりますが、相談などの対応については大阪府消費生活センターが窓口となっておりますのでよろしくお願い致します。

(二問目)

今日、様々な形で出来る限りのアレルギー対応食の提供が求められるとともに、関連部局や現場の方々には尽力されていると思います。今回の偽装問題で、特に表記偽装などによりアレルギー物質が含まれる食材や食品、例えば様々な食品添加物を混ぜて作られる成形肉などが消費者に気づかれずに摂取されることが問題視されて

いますが、そういった食材、食品の取り扱いやチェックはどのようにされているのでしょうか。

<答弁>

学校給食においては、これまでから物資選定会議の開催にあわせ、納入業者に食材と食材の製品規格書の提出を求めています。製品規格書には、原材料名の他に、アレルギーの種類や同じ製造ラインのコンタミネーション、いわゆる同一ラインでアレルギー食材の使用の有無について記入するよう求めています。

なお、食物アレルギー児童への配慮から、毎月保護者にお配りしています給食だよりにおいて、使用している食品名の他、加工品等の配合表やコンタミネーションの内容についてお知らせしております。

保育所などにおけるアレルギー対応としましては、添加物についてもアレルギー症状誘発の原因となる物資が含まれていない食品を購入・使用することで、安心・安全な給食を提供できるよう努めております。

また、食育の一環として児童が野菜や魚等に直接触れ、食材を知る取組みも行っており、主に素材のまま購入しておりますので、成形肉等の購入は行っておりません。

なお、アレルギー食の対応につきましては、「保育所保育指針」、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、保護者の申し出や、かかりつけ医等の指導・指示のもと、代替食や除去食により、一人ひとりの心身の状態等に応じた給食を提供しております。

(意見・要望)

各部局で選定会議の定期開催や納入業者への立ち入り検査など、一定厳しい体制で管理されているように感じました。ただ、最終的には信頼や信用で判断しているような印象も受けました。昨今の偽装食品によって、正にその信頼や信用が大きく損なわれました。偽装食品の問題は、提供者のモラルの問題ではありますが、消費者の中には、人体に影響が出たり、場合によっては命の危険につながる方もおられます。あらためて、そういった食品が市民、消費者が騙されて、もしくは知らずに摂取することがないようにチェック体制の強化を求めておきます。また、この際ですので、各関係部局において納入業者への聞き取りや現物調査などをしてはと提案しておきます。